

大和市道路占用徴収条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、本市が法第32条第1項の規定による道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・道路法39条の規定に基づき、道路への占用物件及び占用料を本条で定めています。道路への占用物件を継続的に使用する許可を認めていますので、許可条件として道路占用者に占用料の納付義務と徴収方法等について規定しているものです。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとし、その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

【解説】

- ・道路の占用の事態に即した占用料の算出をするため、占用物件の種類により占用料の単価を定め更に内容により日額・月額・年額に分類し、占用料の算定規準を定めたものです。
1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合については、占用の額を100円と規定したものです。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料の徴収方法は、大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和43年大和市条例第9号)第7条第1項の規定を準用する。

【解説】

- ・占用料の徴収方法を定めたもので、占用者が占用許可後、市長が指定した期日までに占用料を全額納付することを規定しています。なお、当該占用期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収することも規定しています。

(占用料の還付)

第4条 既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用の期間内に法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は占用者が天災その他特別の事情により道路を占有することができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

【解説】

- ・ 占用料の還付基準を定めたものです。占用料は原則的に還付しないことになっていますが、例外として還付できる場合を規定したものです。

(占用料の減免)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第 35 条に規定する事業及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業のために占用するとき。
- (2) 鉄道の事業のために占用するとき。
- (3) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために占用するとき。
- (4) 街灯、防犯灯等を設けるために占用するとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

【解説】

- ・ 占用料の減免基準を定めたもので、法第 35 条は国が行う道路占用の特例をさしており、各号列記の場合において占用料を減免又は免除できることを規定したものです。

(延滞金の徴収)

第 6 条 占用料を納期限までに納付しない者に対しては、大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例(昭和 39 年大和市条例第 3 号)の規定を適用し、延滞金を徴収する。この場合において、同条例第 3 条第 1 項中「年 14.6 パーセント」とあるのは「年 14.5 パーセント」と、「年 7.3 パーセント」とあるのは「年 7.25 パーセント」とし、同条例附則第 4 項中「延滞金の年 7.3 パーセントの割合」とあるのは「延滞金の年 7.25 パーセントの割合」とする。

【解説】

- ・ 占用料を納付しない未納者があるときは、督促状により納付すべき期限を指定して督促することになっています。指定した期限までに納付しない場合、大和市諸収入金に対する督促及規定に基づき、延滞金を徴収することを規定したものです。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この委任の規定を受けて、大和市道路占用料徴収条例施行規則が定められています。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の規定により許可または承認を受けたものについては、この条例により許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和 34 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 36 年条例第 20 号)

この条例は、昭和 36 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年条例第 13 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 41 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 36 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 4 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 32 号)

この条例は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年条例第 13 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 28 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 17 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・この条例は昭和28年4月1日に公布され施行されましたが、その後何度かの改正を経て今日に至っています。